

新型コロナウイルス感染症による中小企業向け各種給付金・支援金のご案内

本案内は 3 月 19 日現在の情報となります。紙面の都合上、詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

東金市内飲食店向け

千葉県感染拡大防止対策協力金（第3弾）（2/8～3/7 要請分）

※お願い：本案内は協力金のポイントのみを掲載しています。必ず「申請要領」の確認をお願いします。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、千葉県は、下記のとおり時短営業等の協力要請を行いました。これらの要請に応じた事業者に対して、「千葉県感染拡大防止対策協力金（第3弾）」（以下「協力金」と言います。）を支給いたします。
 ≪要請内容≫
 県内全域の「飲食店」・「遊興施設」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗の皆様へ
 ★対象となる「飲食店」・「遊興施設」の業態は要請を要確認

期間：令和3年 2月 8日（月）から令和3年 3月 7日（日）まで
 ○「20時から5時」は営業しないでください。
 ○酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
 ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

県の要請に協力いただき、**協力金を申請いただいた事業者は、ホームページに掲載されます。**

2 対象要件

- 下 記の7つの要件を全て満たしている必要があります。
- 千葉県内で飲食店を運営する事業者であること。
 - 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得のうえ営業していること。
 - 従前は20時から翌朝5時までの間に営業している時間のあった店舗が、県からの要請に対し、令和3年2月8日から令和3年3月7日までの全期間継続して協力したこと。
 - 県の要請に協力した全期間において、県が要請する感染拡大防止対策を全て実施すること。
 - 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
 - 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
 - 「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。本件について千葉県警察本部に照会することを予め承諾すること。

3 支給額

上 記「対象要件」を満たす事業者に対し、**一律 168万円（1店舗につき）**を支給します。

（第4弾）（3/8～3/21 要請分）

期間 令和3年3月8日（月）～ 令和3年3月21日（日）
 支給額 最大84万円（1店舗につき）

4 申請手続き

（1）申請受付期限 **令和3年4月 15日（木）まで**

（2）申請方法 ①オンライン申請 または ②郵送による申請

※窓口による対面受付は行いません。お問い合わせはお電話で下記のコールセンターまで。

オンライン申請

本支援金のポータルサイトから提出できます。（東金市内飲食店は **第3弾** のサイトです。）
 【URL】<https://chiba-kyouryokukin.com>
 なお、**4月15日（木）23時59分**までに送信を完了してください。



郵送の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。**4月15日（木）の消印有効**

【宛先】〒277-8781 千葉県柏市柏の葉5-4-6
 千葉県感染拡大防止対策協力金（第3弾）事務局 宛て
 ※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

「申請要領」・「申請書類」の入手方法

- 【電子データによる入手】ポータルサイトから入手できます。
 （URL）<https://chiba-kyouryokukin.com/>
 【紙ベースによる入手】東金市内は、東金商工会館2階・東金市役所3階商工観光課・山武合同庁舎（県税事務所）の窓口で入手できます。

（第5弾）（3/22～3/31 要請分）

期間 令和3年3月22日（月）～ 令和3年3月31日（水）
 支給額 最大40万円（1店舗につき）

本申請手続きの詳細は、分かり次第に当所HPや会員様には郵便等でご案内いたします。

千葉県からの注意

千葉県感染拡大防止対策協力金の不正受給は犯罪です！

▼不正受給と判断されると…・支援金の全額に、不正受給の日から返還の日まで、年利10.95%の割合で算定した**加算金を合わせて請求します。**
 ・不正の内容が悪質な場合は、**刑事告発**を行います。

問 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

Tel 0570-003894

受付時間 9：00～18：00（土・日・祝含む）

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

1 概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下「一時支援金」という。）を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、今後、変更になる可能性があります。

2 対象要件

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の**時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること
 - 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が**50%以上減少**した事業者
- ★要件を満たせば業種や所在地を問わず給付対象です。
 ★千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象の**飲食店は給付対象外**です。
 ★**店舗単位・事業単位でなく、事業所単位で給付**します。

3 給付額

給付額		<2020年又は2019年の対象期間の合計売上> - <2021年の対象月の売上×3ヶ月>	
中小法人等	上限60万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限30万円	対象月	対象期間から任意に選択した月※

※対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

4 申込期限

令和3年5月31日（月）

5 申請方法

オンライン申請のみ

※オンラインでの申請が困難な方は下記の申請サポートセンターを利用ください。（予約制）

6 申請書類

★一時支援金のホームページで詳細を確認ください。
 「同意書・宣誓書」、「取引先情報一覧」、「確定申告書類（複数年分）」・「売上台帳・請求書・領収書（複数年分）」・「対象月売上台帳」・「通帳の写し」
 【法人】履歴事項全部証明書【個人】本人確認書の写し

6 事前登録について

- 登録確認機関は、**不正受給や誤って受給してしまうことへの対応**として、申請予定者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 当所会員企業は形式的な確認、**非会員企業は証拠書類を提出**していただきます。
- 登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、**事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません**。

7 申請方法

ご自身で一時支援金のホームページにアクセスし、**アカウント申請・登録を行う【申請IDを発番】**
 （※オンラインによる申請ID発番ができない方は、下記のサポートセンターをご利用ください。）

確認機関で確認を受ける。
 （1）「電話」または「来所いただき対面」での確認を行います。
 （2）来所の際は**必ずご予約ください**。※非会員企業は対面のみ
 ・個人事業主は代表者本人による確認です。（代理人不可）
 ・法人は代理人による確認は可能ですが委任状が必要です。
 ・東金商工会議所では会員企業及び非会員企業（東金市内に限る）の確認を行います。
 ・会員企業は形式的な確認ですが、非会員企業は帳簿、請求書、通帳の内容確認など実態確認を行います。

ご自身で、一時支援金のホームページから必要情報、書類を添付しオンラインで申請する。
 （※オンラインによる申請ができない方は、上記のサポートセンターをご利用ください。）



問 一時支援金サポートセンター

Tel 0120-211-240

受付時間 8：30～19：00（土・日・祝含む）